

(5)

届出事項等の異動届  
(国会議員関係政治団体)

令和 年 月 日

総務大臣様  
静岡県選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

(印)

政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項に異動があったので、同法第7条の規定により、以下のとおり届け出ます。

異動事項	内 容				異動年月日
	新		旧		
国会議員関係 団体の区分	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 <b>第1号</b> に係る国会議員関係政治団体  <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 <b>第2号</b> に係る国会議員関係政治団体  <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 <b>第3号</b> に係る国会議員関係政治団体  <input type="checkbox"/> 国会議員関係政治団体以外の政治 団体		<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 <b>第1号</b> に係る国会議員関係政治団体  <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 <b>第2号</b> に係る国会議員関係政治団体  <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 <b>第3号</b> に係る国会議員関係政治団体  <input type="checkbox"/> 国会議員関係政治団体以外の政治 団体		令和 ・ ・
代表者である 公職の候補者に 係る公職の種類 (第1号関係)	<input type="checkbox"/> 衆議院比例代表選出議員 <input type="checkbox"/> 衆議院小選挙区選出議員 <input type="checkbox"/> 参議院比例代表選出議員 <input type="checkbox"/> 参議院選挙区選出議員	<input type="checkbox"/> 現 職 <input type="checkbox"/> 候補者等	<input type="checkbox"/> 衆議院比例代表選出議員 <input type="checkbox"/> 衆議院小選挙区選出議員 <input type="checkbox"/> 参議院比例代表選出議員 <input type="checkbox"/> 参議院選挙区選出議員	<input type="checkbox"/> 現 職 <input type="checkbox"/> 候補者等	令和 ・ ・
公職の候補者 の氏名 (第2号関係)	(ふりがな)		(ふりがな)		令和 ・ ・
公職の候補者に 係る公職の種類 (第2号関係)	<input type="checkbox"/> 衆議院比例代表選出議員 <input type="checkbox"/> 衆議院小選挙区選出議員 <input type="checkbox"/> 参議院比例代表選出議員 <input type="checkbox"/> 参議院選挙区選出議員	<input type="checkbox"/> 現 職 <input type="checkbox"/> 候補者等	<input type="checkbox"/> 衆議院比例代表選出議員 <input type="checkbox"/> 衆議院小選挙区選出議員 <input type="checkbox"/> 参議院比例代表選出議員 <input type="checkbox"/> 参議院選挙区選出議員	<input type="checkbox"/> 現 職 <input type="checkbox"/> 候補者等	令和 ・ ・
主宰する 国会議員の氏名 及び公職の種類 (第3号関係)	(ふりがな)		(ふりがな)		令和 ・ ・
主要な構成員である 国会議員の氏名 及び公職の種類 (第3号関係)					令和 ・ ・

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
  - 2 代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあって当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- ※「代表者の氏名」欄が本人による署名（自書）または押印がある場合は、従来通り提出が可能です。**
- 3 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7項第1号に係る国会議員関係団体にあってはその「代表者である公職の候補者に係る公職の種類」を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあっては同号の「公職の候補者の氏名」及び当該「公職の候補者に係る公職の種類」を、それぞれ該当する欄に記載すること。
  - 4 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。
  - 5 法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体の主要な構成員が多数の場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体」欄は別紙として添付すること。